

平成三十年一月三十日受領
答 弁 第 七 号

内閣衆質一九六第七号

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員阿部知子君提出職場におけるパワーハラスメントの予防・解決を求めることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出職場におけるパワーハラスメントの予防・解決を求めることに関する質問
に対する答弁書

一について

職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会（以下「検討会」という。）の議事録については、
参集者による確認等の手続を経て公表しており、参集者による確認に相当の時間を要したためである。

二、四及び五について

お尋ねの「「概念」を発展させ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、検討会においては、
パワーハラスメントの定義、顧客からのハラスメントの問題への対応の在り方及び職場のパワーハラスメ
ント防止対策の法制化を含め、職場のパワーハラスメント防止対策についての様々な議論が行われている
ところであり、今後の検討会での議論の結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいりたい。

三について

お尋ねの要請行動については、承知している。

また、お尋ねの「いつ、どのような形で反映されている」の意味するところが必ずしも明らかではない

が、御指摘の調査結果については、平成二十九年十一月三十日の検討会において、参集者の一人から資料が配布され、説明されたところである。